

審 査 メ モ

1 経済センサス-活動調査（基幹統計調査）の変更

平成28年に実施する経済センサス-活動調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求める事項」、「報告を求める事項の基準となる期日又は期間」、「報告を求める期間」、「調査結果の公表の方法及び期日」、「報告を求めるために用いる方法」及び「集計事項」を以下のとおり変更することとしている。

(1) 報告を求める事項

ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化

個人経営について、以下のとおり調査事項を変更し、個人経営以外の事業所と区分した全産業共通的な「個人経営調査票」を新たに設ける。

また、これに伴い、「単独事業所調査票（卸売業、小売業）（個人経営者用）」及び「単独事業所調査票（サービス関連産業B）（個人経営者用）」を廃止する（資料1の別紙1参照）。

(ア) 「事業別売上（収入）金額の内訳」に記入する項目数について、主業の含まれる事業活動区分内の売上（収入）項目を上位3項目に縮減する。

(イ) 主に各産業で独自に把握する産業別の調査事項を削除する（資料1の別紙2参照）。

(審査結果)

平成24年に実施された本調査（以下「前回調査」という。）では、個人経営の数が企業全体の約53%を占め、調査票の審査に多くの労力を要した一方、その売上（収入）金額は企業全体の約2%にとどまっていたこと、また、個人経営については多くが小規模であり、個人経営以外と比較して報告者負担が重いことから、審査事務の効率化及び報告者負担の軽減により統計精度の向上を図るために変更するものである。

これについては、本調査が全産業分野の事業所・企業の全数を把握する唯一の調査として、網羅的かつ適切な把握による統計精度の向上が強く求められており、個人経営からの調査票の回収率及び各調査事項の有効回答率の向上のための調査事項の簡素化は、そのニーズに沿ったものであることから、おおむね適当であると考えられるが、調査事項の削除により、調査結果の利活用に支障が生じることがないか、当該変更が本調査の調査結果の精度向上に資することとなるのか検討する必要がある。

(論点)

- a 個人経営に係る調査事項を簡素化するに至った背景事情(前回調査における課題等)、調査事項を簡素化する狙い(メリット)は何か。どの程度の効果を期待しているのか。
- b 「事業別売上（収入）金額の内訳」や個人経営調査票から削除予定の各調査事項について、前回調査から得られた情報は、それぞれ何に活用されていたのか。回答項目数の縮減や調査事項の削除を行うことで、これまで把握していた情報が把握できなくなる等の状況が想定されるといったデメリットも踏まえた上で、個人経営者に係る調査事項を簡素化した方が良いと判断した理由は何か。

- c 個人経営について、個人経営以外の事業所と調査票を区分する必要はあるか。
例えば、個人経営以外の事業所と調査票を区分せずに、個人経営者の回答不要な調査事項については回答不要である旨を注記する等の方法も考えられるが、そのような方法よりも調査票を区分した方が良いと判断した理由は何か。
- d 個人経営調査票について、個人経営の調査に適した調査事項となっているか。
例えば、個人経営の規模等を考慮し、「事業別売上（収入）金額」（事業別 22 区分）のうち最も金額の大きい事業 1 区分について、「事業別売上（収入）金額の内訳」に上位 3 位の生産品等を記載する形であるが、これを 22 区分全体の中で上位 3 位の生産品等を記載する形にすれば、「事業別売上（収入）金額」の削除が可能ではないか。

イ その他の調査票の構成の見直し

日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等については、前回調査において、「単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）」、「企業調査票（建設業、サービス関連産業A）」及び「事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）」（以下「建設業、サービス関連産業A」調査票」という。）により把握していたが、平成28年調査では、当該団体等を対象とする調査票を新たに設ける。

また、「建設業、サービス関連産業A」調査票と、「単独事業所調査票（学校教育）」、「企業調査票（学校教育）」及び「事業所調査票（学校教育）」（以下「学校教育」調査票」という。）をそれぞれ統合する（資料1の別紙1参照）。

（審査結果）

日本標準産業分類の中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等を対象とする調査の効率的かつ円滑な実施を確保するため、調査票を別途新設するものである。

また、上記の調査票の新設に伴い、調査票の配布・回収・審査・集計等に係る事務が煩雑となることを避けるため、「学校教育」調査票を、同じくネットワーク型産業^{（注）}である「建設業、サービス関連産業A」調査票と統合するものである。

（注）ネットワーク型産業とは、事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない産業をいい、事業所に関する集計においては、単独事業所を除き、売上（収入）金額を表章しないこととしている。

これらについては、統計調査を円滑に実施するための変更であり、また、調査票を新設する一方で統合も行うことにより、調査事務の煩雑化を避ける等の措置も講じていることから、おおむね適当であると考えるが、報告者側で回答を行う際に混乱を生じるおそれはないか等を検討する必要がある。

（論点）

- a 調査票の構成を見直すに至った背景事情（前回調査に係る検証結果等から、明らかとなった課題等）、当該見直しの狙い（メリット）は何か。また、どの程度の効果を期待しているのか。
- b 調査票を別途新設することにより、調査員の業務負担や実査の面への影響はないか。
- c 調査票を統合することにより、調査票への記載が煩雑となり、報告者の負担感が増すことはないか。また、異業種と同一の調査票となることで混乱するなど、実査への

影響はないか。

d 本件変更を含め、今回の変更計画において各調査票は、どのような考え方により設計されているのか。

e 「政治・経済・文化団体」及び「宗教」に属する団体等を対象にする調査票について、当該団体等の状況を把握する上で適切な設計となっているか。

例えば、これらの団体等は、非営利活動を行うものであるため、「売上（収入）金額」等の経理項目の表現を工夫する必要はないか。

ウ 労働者区分の見直し

従業者を把握する調査事項である労働者区分について、下表のとおり、常用雇用者及び臨時雇用者の定義を変更する。

前回調査	平成 28 年調査
常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人又は平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人)	常用雇用者 (期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人)
臨時雇用者 (1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人)	臨時雇用者 (1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人)

(審査結果)

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、労働者の区分等について、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施し、その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行うこととし、平成26年度から実施することとされている。このことを受けて、平成26年4月から「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」（関係する8府省で構成）を開催しており、その検討状況を踏まえ、対応するものである（資料1の別紙3参照）。

これについては、定義の見直しにより、関連する各統計間の整合性や比較可能性が向上することから、おおむね適切と考えるが、今回の変更以外に定義の見直しが必要な点はないか、また、定義の見直しにより統計調査の円滑な実施に支障が生じないか等を検討する必要がある。

(論点)

- 今回の労働者区分の定義の見直しにより、報告者が記入に当たって戸惑ったり、混乱したりすることがないようにするため、本調査では、どのような対応や取組を行うこととしているのか。

エ その他の主な調査事項の見直し

その他の主な調査事項の見直しは、下表のとおりである。			
No.	調査事項	変更内容	変更理由
①	「商品手持額」 ＜把握対象及び把握時点の変更等＞ 【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】 【企業調査票】 【事業所調査票（卸売業、小売業）】	単独事業所調査票及び事業所調査票から削除し、代わって単独事業所調査票及び企業調査票に以下の調査事項を追加 ・「年初商品手持額」 ・「年末商品手持額」 ・「年間商品仕入額」	平成26年の商業統計調査（経済センサス-基礎調査との同時実施）の変更（平成25年6月答申）において、商品手持額について、事業所を対象とした年末時点での把握から、企業を対象とした年初及び年末時点での把握としたことを踏まえて変更するもの。
②	「商品売上原価」 ＜削除＞ 【産業共通調査票】 【企業調査票】 【企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】 【団体調査票（政治・経済・文化団体、宗教）】 【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】	調査事項から削除	行政上のニーズ等を再確認した結果、今後の利活用が見込まれないことが確認できたため削除するもの。
③	「店舗形態」 ＜選択肢の追加＞ 【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】 【事業所調査票（卸売業、小売業）】	選択肢に新たに「コンビニエンスストア」を追加	従来、「売場面積」、「セルフサービス方式の採用」、「営業時間」及び「飲食料の取扱」を基に格付を行ってきたが、コンビニエンスストアの業態をより正確かつ安定的に格付するとともに、審査の効率化を図るために追加するもの。
④	「建設業許可番号」 ＜削除＞ 【単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】 【企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】	調査事項から削除	行政上のニーズ等を再確認した結果、今後の利活用が見込まれないことが確認できたことから削除するもの。
⑤	「学校教育の種類」	選択肢に、新たに「幼	平成25年10月の日本標準

	「学校等種類別収入内訳」 ＜選択肢の追加＞ 【単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A，学校教育）】 【企業調査票（建設業、サービス関連産業A，学校教育）】 【事業所調査票（建設業、サービス関連産業A，学校教育）】	保連携型認定こども園」を追加	産業分類の改定において、小分類「819 幼保連携型認定こども園」が新設されたことに伴い、事業所及び企業の産業格付けを適正に行うために変更するもの。
⑥	「単独事業所・本所・支所の別」 ＜追加＞ 【個人経営調査票】 【単独事業所調査票】の全票（10種）	調査事項を追加	調査名簿作成時点以降に事業所形態が変更になった場合を考慮し、調査の円滑な実施のために追加するもの。
⑦	「この場所での事業所の開設時期」 ＜選択肢の縮減＞ 【個人経営調査票】 【単独事業所調査票】の全票（10種） 【産業共通調査票】 【事業所調査票】の全票（10種）	選択肢を10択から4択に縮減し、平成17年以降は開設年を記載するように変更	平成26年経済センサス基礎調査における同じ調査事項の選択肢の区分に合わせて変更するもの。
⑧	国内の「常用雇用者数」及び「支所等数」 ＜追加＞ 【個人経営調査票】 【単独事業所調査票】の全票（10種） 【企業調査票】の全票（3種）	調査事項を追加	前回調査では事業所調査票の結果を集計して算出していたが、未提出の事業所があったことが判明したため、企業傘下の事業所調査票と本調査項目の結果を突合することにより、事業所の提出状況を早期に把握するために追加するもの。

（審査結果）

①、⑤及び⑦については、関連する統計調査や統計基準の変更に伴い見直すものであり、適当であると考える。

また、②及び④については、当該調査事項の利活用状況を踏まえて見直すものであり、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当であると考えるが、今後、削除しても調査結果の利活用の面で支障が生じないか検討する必要がある。

さらに、③、⑥及び⑧については、前回調査の検証結果を踏まえ、審査の効率化及び結果精度の向上を図るため追加するものであり、おおむね適当であると考えるが、報告者に負担を課してまで把握する必要があるのか検討する必要がある。

(論点)

- a 調査事項の見直しについて、変更するに至った背景事情は何か。(①～⑧)
- b 調査事項を削除するものについて、当該情報が得られなくなっても、今後、調査結果の利活用の面で支障は生じないか。(②及び④)
- c 調査事項や選択肢を追加するものについて、本調査全体としては、報告者負担を減らす方向で見直しを行っている中で、当該部分については逆に報告者負担を増やすこととなるが、今回追加する必要性としてどのようなものがあるか。(③、⑤、⑥及び⑧)

(2) 報告を求める事項の基準となる期日又は期間、報告を求める期間並びに調査結果の公表の方法及び期日

本調査の報告を求める事項の基準となる期日については、「平成24年2月1日」から「調査実施年6月1日」に変更する。

また、報告を求める期間については、「平成24年1月から同年3月まで」から「調査実施年5月から同年7月まで」に変更する。

さらに、調査結果の公表期日については、「速報集計結果：調査実施年の翌年1月末、確報集計結果：調査実施年翌年の夏頃から順次公表」から「速報集計結果：調査実施年翌年の5月末、確報集計結果：調査実施年翌年の9月頃から順次公表」に変更する。

(審査結果)

本調査については、「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月31日経済センサス(仮称)の創設に関する検討会)において、初回調査の期日を「平成23年6月～7月の間の1日を調査期日(調査日)として定めること」とされたことを受け、当初、各府省統計主管部局長等会議の申合せ(平成20年5月15日)により「平成23年7月1日」を調査期日としていた。しかし、その後、内閣府の国民経済計算の確報推計へのデータ提供の必要上、「平成24年2月1日」に調査期日を変更して実施することとなった。

前回調査では、積雪・寒冷期の調査のため調査員の確保が困難であったほか、確定申告前の時期とも重なり、報告者からの調査票の回収に予想以上に時間を要した等の状況がみられた。このため、今回調査では、「経済センサスの枠組みについて」の考え方を踏まえ、また、平成28年7月に実施が想定される参議院議員通常選挙に係る地方公共団体の事務負担等を勘案し、平成28年6月1日を調査期日とするものである。これに伴って、報告を求める期間や調査結果の公表期日について、所要の変更を行うものである。

これらについては、枠組みの考え方を踏まえたものであり、また、調査員や地方公共団体の負担を考慮したものであることから、おおむね適当であると考えますが、統計の継続性及び実査可能性の観点から問題がないか等を検討する必要がある。

(論点)

- a 調査時期を変更するに至った背景事情は何か。
- b 報告を求める事項の基準となる期日や報告を求める期間について、報告者である企業や事業所から回答が得られやすい期間となっているか。また、仮に株主総会等を終えた8月以降とした場合、どのような支障が生じる可能性があるのか。
- c 報告を求める事項の基準となる期日に変更されることで、調査結果の利活用上どの

ような支障が生じる可能性があるのか。

例えば、前回調査においては、国民経済計算の推計のための基礎資料を提供するため、調査期日を2月に変更した経緯があるが、今回の変更によって推計に支障は生じないのか。

- d 調査結果の公表期日について、実査から速報及び確報までの各調査関係業務に係るスケジュールはどのように計画しているか。また、調査関係業務の見直しや工夫等を行うことによって、公表の早期化を図る余地はないか。

(3) 報告を求めるために用いる方法

ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）

大型商業施設等において、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託することを可能とする。

(審査結果)

地方公共団体から、調査のより円滑な実施を図る観点から、管理会社や施設の運営法人等（以下「管理会社等」という。）への調査員業務の委託が可能となるように改善を求める意見が多く寄せられていることを踏まえ、変更するものである。

これについては、前回調査における実査の状況を踏まえた見直しであり、おおむね適当であると考えるが、管理会社等にどのように調査員業務を委託するのか、当該方法が統計調査の円滑な実施にどの程度寄与するのか等を検討する必要がある。

(論点)

- a 管理会社等への調査員業務の委託を可能とするよう変更することとした背景事情は何か。
- b 管理会社等への調査員業務の委託について、どのような業務手順で進めることを考えているのか。それは従来の調査員が行う業務と何が異なるのか。
- c 管理会社等に調査員業務を委託するような事例として、どのようなケースを想定しているのか。
- d 本社一括調査の対象となっている企業の傘下の事業所が大型商業施設等に入居している場合には、どのような対応になるのか。

イ オンライン調査の範囲の拡大

オンライン調査について、下表のとおり、全ての調査対象に導入する。

	前回調査			平成28年調査		
	調査員	郵送	オンライン	調査員	郵送	オンライン
単独事業所	○ (一部除く)	○ (一部)		○ (一部除く)	○ (一部)	○
新設事業所	○			○		○
支所を有する企業		○	○	○	○	○

(注) オンライン調査が可能な報告者は、約25万企業（約130万事業所）から約400万企業（約600万事業所）に拡大する（企業数等は前回調査によるもの）。

(審査結果)

第Ⅱ期基本計画において、オンライン調査の推進を図ることとされているほか、個人情報保護意識の高まりへの一層の配慮とともに、地方公共団体における審査事務に係る負担軽減など調査の効率的な実施を図る観点から、前回調査の支所を有する企業に、今回調査では単独事業所及び新設事業所を加え、全ての報告者を対象としてオンラインによる回答を可能とするものである。

これについては、第Ⅱ期基本計画においても、オンライン調査の推進を図ることとされており、おおむね適当であると考えるが、オンライン調査が円滑に実施される方策等が講じられているかについて検討する必要がある。

(論点)

- a 前回調査において、支所を有する企業を対象としたオンラインによる回答の割合が約8.1%と低い結果であった原因は何か。また、今回調査では、この原因を踏まえどのようなオンライン回答率向上策を行うのか。
- b 今回調査において新たにオンラインによる回答を可能とする企業、事業所に対して、オンライン回答率を確保するためにどのような工夫等の取組を行うのか。例えば、オンライン先行方式（紙の調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式）の導入について検討したのか。
- c 調査員調査の対象となる事業所において、新たにオンラインによる回答を可能とすることで、調査員や地方公共団体の業務はどの程度軽減されるのか。また、オンライン調査の円滑な導入・推進のために、調査員に対してどのような対応を行うこととしているのか。
- d 政府統計共同利用システムによる回答内容の機械的な審査は自動審査機能を有しているため、一般的に審査項目が多いほど記入漏れが少なくなり、地方公共団体による審査事務の負担の軽減化が図られるものの、その一方で、オンライン回答に際し調査事項に対する一定の回答が必要となることから、報告者の忌避感を招き回収率の低下につながる懸念される中で、同システムの自動審査項目の数や内容はどのようになるのか。

ウ 調査の対象区分の見直し

調査員調査及び行政機関による直轄調査の対象区分について、単独事業所（資本金1億円以上）を調査員調査から直轄調査の対象に変更する。

(審査結果)

大規模な単独事業所（資本金1億円以上）について、前回調査において調査員が面接し調査票を渡すことが困難なケースが多くみられたことから、統計調査の円滑な実施を図るため、より適切な調査方法に変更するものであり、また、調査の効率的な実施に資することから、おおむね適当であると考えるが、当該変更の背景や円滑な調査実施が可能となる変更計画であるか検討する必要がある。

(論点)

- a 単独事業所（資本金1億円以上）を調査員調査から直轄調査に変更する背景事情、調査系統における対象範囲の見直しの狙い（メリット）は何か。各調査系統が対象と

する事業所数は、前回調査からどのように変更されることになるのか。

b 直轄調査に変更する単独事業所の範囲を、資本金1億円以上とした理由は何か。

(4) 集計事項

ア 消費税に係る集計方法の見直し

売上（収入）金額等の経理項目に関連する集計について、前回調査では、報告者が消費税込みで記入したか否かにかかわらず、報告者が記入した金額をそのまま集計していたが、今回調査では、消費税抜きで記入されたものを消費税込みに補正して集計する方法に変更する。

なお、売上（収入）金額等の経理項目について、前回調査では、消費税込みでの記入を原則とし、参考情報として、消費税込みでの記入が困難な場合にチェックする欄を設け、当該欄にチェックを入れ、税抜きで記入する形としていたが、今回調査では、引き続き消費税込みでの記入を原則とした上で、消費税込み又は消費税抜きのどちらで回答するかを選択する調査事項を追加する。

(審査結果)

第Ⅱ期基本計画において、売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税の税込み・税抜きに係る補正）について、平成28年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得ることとされていることを受けて、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議（関係する8府省で構成）を開催しており、その検討状況を踏まえ、対応するものである（資料1の別紙3参照）。

これについては、上記検討会議において、原則として、消費税込みの記入としている統計調査については、消費税込みの概念による統計の提供を目指すべきであるとする方向付けがなされたことを踏まえ、これに則した対応を行うものであり、おおむね適当であると考えが、本調査結果に係る税込み補正集計が円滑に実施されるのかを検討する必要がある。

(論点)

- a 前回調査ではどのような方法で消費税を把握していたのか。また、消費税の税込み又は税抜き記入の把握方法を変更した理由は何か。
- b 今回、集計において消費税の税込み補正を行うことにより、本調査の集計業務が大幅に増えることが想定される。これにより、結果の公表が遅延することはないか。
- c 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議において取りまとめ予定のガイドラインでは、「より精度が高まる補正手順を、各統計調査独自の取り組み（取組?）として導入することは否定しない」とされている。本調査では、ガイドラインで示された補正方法に加えて、独自の取組を導入する予定はあるか。仮に導入する予定がある場合、その方法及び当該方法を導入する理由は何か。

イ その他の集計事項の見直し

集計事項について、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更を行うほか、利活用の低調な集計事項の削除や類似の集計事項の統合を行うとともに、統計ニーズを踏まえた集計事項の追加を行うなど、集計事項を整理する。

(審査結果)

調査結果の円滑な集計及び公表を図ることを目的に集計事務の効率化を図るとともに、統計の有用性の向上を図る観点から、統計ニーズ等に十分配慮しながら、集計事項の見直しを行うものである。

これについては、調査結果の円滑な集計及び公表等に資するものであることから、おおむね適当であると考えるが、調査結果の利活用に支障を生じないかを検討する必要がある。

(論点)

- a 変更される各集計事項について、変更理由は何か。
- b 削除される各集計事項について、今後、統計利用者による本調査結果の利活用に際し支障は生じないか。

2 統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査は、「諮問第29号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」(平成22年12月17日付け府統委第154号。以下「前回答申」という。)の「今後の課題」において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者における対応状況の適否等について、検討する必要がある(資料1の別紙4参照)。

- 事業所の売上金額に占める企業の内部取引額を把握することは、調査対象の負担を考慮すれば今回の活動調査において実施することは困難としても、今回の調査結果を十分に検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。

(審査結果)

本調査では、事業所の売上金額に占める企業の内部取引額については、売上(収入)金額に含めて把握しており、加えて「卸売業、小売業」、「医療、福祉」及び「サービス関連産業B」の各調査票においては、売上高に占める割合も把握している。

前回答申では、事業所の売上金額に占める企業の内部取引額について、全産業において、売上(収入)金額に含めて報告者に記載させていることから、事業所と企業の経理事項の関係をより明確化し、統計利用者による利用可能性を広げるため、企業の内部取引額の割合についても一部の産業のみではなく全産業で把握できないか検討するよう指摘がなされた。

このような指摘を踏まえ、総務省及び経済産業省では、以下のとおり、現行の調査事項から把握する方法と新たな調査事項を追加して把握する方法について検討を行ったが、いずれも内部取引額の把握に問題があり、対応は困難であるとしている。

- ① 調査実施者側で現行の調査事項から計算により求める方法については、企業の傘下事業所に、事業所単位では売上高を把握困難なネットワーク型産業^(注)の事業所が含まれている場合があるため、全産業で網羅的に把握することは困難であること。

(注) ネットワーク型産業とは、事業所単位で売上(収入)金額の把握ができない産業をいい、事業所に関する集計においては、単独事業所を除き、売上(収入)金額を表章しないこととしている。

② 各調査票の調査事項に追加して把握する方法については、企業の内部取引額が判明することにより、そこから原価等の情報が推測される可能性があるため、報告者の抵抗感が強いこと、また、企業の内部取引額が多いと思われる製造業の企業に対するヒアリングでも回答には支障があるとした企業が多く、仮に調査事項に追加した場合、当該調査事項の回答率だけでなく調査票の回収率自体が低下するおそれがあること。

以上のことを踏まえ、売上高の把握に係る構造的な面や、報告者が難色を示す調査事項の追加による調査自体に及ぼす影響の面から、総務省及び経済産業省が困難としている理由及び課題への対応状況等が適切なものか検討する必要がある。

(論点)

a 「企業の内部取引額」とは、具体的にどのようなものが該当するのか。

また、前回調査において、報告者に対して「企業の内部取引額」の定義や金額の評価方法について記入の手引や照会等でどのように説明したのか。

b 製造業の「企業の内部取引額」の概数について、前回調査に係る部会審議において、事業所調査票の製造品出荷額の集計値から企業調査票の売上高の集計値を差し引くことで求められるとしていたものが、把握困難であった具体的な理由は何か。

また、「卸売業、小売業」「医療、福祉」及び「サービス関連産業B」の各調査票では、販売先の内訳として、企業の内部取引額の割合を把握しており、当該産業ではなぜ把握が可能なのか。

その他、製造業以外の「企業の内部取引額」の状況はどのようになっているか。

c 「卸売業、小売業」「医療、福祉」及び「サービス関連産業B」の各調査票では、販売先の内訳として、企業の内部取引額の割合を把握している。どのような目的で当該調査項目を把握しているのか。

また、上記以外の産業において、企業の内部取引額の売上（収入）金額に占める割合や金額を把握するニーズはないか。

d 前回答申における「今後の課題」への対応として、上記以外にどのような検討を行い、対応の可否を判断したのか。特に、企業の内部取引額の把握においては、企業と事業所を相互に結び付けて把握することが重要であると考えられる中で、今回、どのような検討は行ったのか。仮に、今回調査で「企業の内部取引額」を全産業において把握することとした場合、どのような問題点があるか。

経済センサス-活動調査における 付加価値額及び商業マージン額の算出について

参考1の参考

平成27年3月27日
総務省政策統括官室

1 付加価値額の算出

平成24年調査

【単独事業所調査票、企業調査票】

【売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳】

- ① 売上（収入）金額
- ② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）
- ④ 給与総額
- ⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）

⇒「付加価値額」＝①－②＋④＋⑧

平成28年調査

【単独事業所調査票、企業調査票】

【売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳】

- ① 売上（収入）金額
- ② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）
- ④ 給与総額
- ⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）

⇒「付加価値額」＝①－②＋④＋⑧



- 付加価値額の算出に必要な調査項目については、**前回調査からの変更はない。**
- 前回調査、今回調査ともに、**付加価値額は企業単位で把握**しており、仮にアクティビティベースでの付加価値額を算出する場合は、産業別の品目別商品販売額等を用いて組替集計を行う等、別途推計する必要がある。

2 商業マージン額の算出

平成24年調査

【単独事業所調査票、企業調査票】

【事業別売上（収入）金額】

- ・ 卸売、小売の商品販売額（主業、従業）

【年末商品手持額】（主業）

【商品売上原価】（主業、従業）

⇒「商業マージン額」＝「年間商品販売額」－「商品売上原価」

※「商品売上原価」は、調査対象企業が「年初商品手持額」＋「年間商品仕入額」－「年末商品手持額」の計算式に基づき算出し、調査票に記入

平成28年調査

【単独事業所調査票、企業調査票】

【事業別売上（収入）金額】

- ・ 卸売、小売の商品販売額（主業、従業）

【年初及び年末商品手持額】（主業）

【年間商品仕入額】（主業）

⇒「商業マージン額」＝「年間商品販売額」－（年初商品手持額＋年間商品仕入額－年末商品手持額）



- 平成26年商業統計調査に合わせ、今回調査から'年末'に加え**新たに'年初'の商品手持額及び年間商品仕入額を把握することにより、商品売上原価の代替が可能であるため、商品売上原価を廃止。**
- また、24年活動調査をみると、商品売上原価全体の91.6%を主業の卸売、小売業が占め、さらに産業連関表の商業マージン額推計においても主業の商品別商業マージン率のみを使用していることから前回調査で把握した**従業分の商品売上原価は今回調査では把握しない。**